

～新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した方へ～ 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料 減免申請ができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した方の保険税（料）の減免を昨年に引き続き令和4年度も行います。下記の要件を確認いただき、申請してください。

○対象となる保険税（料）

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の令和4年度分の保険税（料）
納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までのものが対象です。

○対象となる世帯

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※1）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入（不動産、山林、給与などの収入）などの減少が見込まれ、下記の①から③までの全てに当てはまる世帯
※介護保険料の減免は①と③の要件に当てはまる世帯

- ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金・損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ②前年の所得金額が1000万円以下であること
 - ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること

※1）世帯の主たる生計維持者とは

- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料→世帯主
- ・介護保険料→世帯の中で主として世帯の生計を支えている方

○申請手続

令和3年中の収入がわかるもの（決算書・源泉徴収票など）、令和4年中の収入がわかるもの（売上台帳・給与明細書など）をご持参になり、申請してください。

●申請・問い合わせ先：国民健康保険税－総務課税務係 ☎ 52－2101

介護保険料・後期高齢者医療保険料－保健福祉課介護医療係 ☎ 52－2211

広報みなみふらの

お知らせ版

2022. 8.15

No.503

新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する 傷病手当金の支給のお知らせ (国民健康保険及び後期高齢者医療保険)

国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入している被用者（会社等に勤めている人）が、新型コロナウイルス感染症にかかった場合、または感染が疑われる場合に、療養のため仕事を休んだ期間（一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。

○対象者

以下の①から③の全てに該当する方

- ①国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者
- ②給与の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われ、仕事に行くことができない方（できなかった方）

○支給対象となる日数

仕事に行くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、仕事に行くことができない期間のうち就労を予定していた日

○支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 支給対象日数

○適用期間

令和2年1月1日から令和4年9月30日で、療養のため勤務することができない期間
（ただし、入院が継続する場合は、最長1年6ヶ月まで）

○申請書類

支給申請書（①事業主記入用、②医療機関記入用、③被保険者記入用、④世帯主記入用（※））

※国民健康保険被保険者のみ

●申請・問い合わせ先：保健福祉課介護医療係 ☎ 52－2211

国民年金保険料の免除申請のお知らせ

令和 4 年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます。（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 1 月以降に収入が減少した場合は、令和 4 年度サイクル（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）においても同様に申請ができます。

○対象者

以下、いずれも該当する方が対象になります。

（簡易な所得の見込額に用いることができる所得の期間が変更されています）

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 1 月以降に収入が減少した方（※ 1）
2. 令和 3 年 1 月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額（※ 2）が、国民年金保険料免除基準相当（※ 3、4）になることが見込まれる方

※ 1 令和 2 年度分以前の申請については、令和 2 年 2 月から令和 3 年 7 月の間に収入が減少した方が対象となります。また、令和 3 年度分の申請については、令和 2 年 2 月から令和 4 年 7 月の間に収入が減少した方が対象となります。

※ 2 令和 3 年 1 月以降の任意の月（収入が最も低い月）における所得額を 12 ヶ月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※ 3 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。

※ 4 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。

○申請対象期間

- ・令和元年度分として：令和 2 年 2 月分から令和 2 年 6 月分まで
- ・令和 2 年度分として：令和 2 年 7 月分から令和 3 年 6 月分まで
- ・令和 3 年度分として：令和 3 年 7 月分から令和 4 年 6 月分まで
- ・令和 4 年度分として：令和 4 年 7 月分から令和 5 年 6 月分まで

※なお、過去にさかのぼって申請できる期間は申請月から 2 年 1 か月前（すでに納付済みの月を除く）までとなります。

○臨時特例免除の審査対象となる所得の一覧

申請年度	臨時特例免除対象期間	通常の審査対象となる所得	臨時特例免除の審査対象となる収入が急減した月
令和元年度	令和 2 年 2 月～令和 2 年 6 月	平成 30 年所得 (平成30年 1 月～平成30年12月収入)	令和 2 年 2 月～令和 3 年 7 月
令和 2 年度	令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月	平成 31 年所得 (平成31年 1 月～令和元年12月収入)	令和 2 年 2 月～令和 3 年 7 月
令和 3 年度	令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月	令和 2 年所得 (令和 2 年 1 月～令和 2 年12月収入)	令和 2 年 2 月～令和 4 年 7 月
令和 4 年度	令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月	令和 3 年所得 (令和 3 年 1 月～令和 3 年12月収入)	令和 3 年 1 月～

●申請・問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

固定資産税（家屋）の各種届出をお忘れなく

固定資産税は、毎年 1 月 1 日を賦課期日として課税します。

令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに家屋の取り壊しや新增築など、また、売買等による所有者の異動がありましたら、総務課税務係まで届出をお願いします。

ただし、本年中に法務局への滅失や所有権移転の登記が完了しているものは、法務局より通知がありますので除かれます。

○一部または全ての取り壊しを行った場合

「建物取壊届」

○売買・相続・贈与などで所有者が変更となった場合

「家屋名義人変更届」

○新增築等を行った場合

下記、問い合わせ先までお知らせください。

※「家屋」には個人が所有する住宅・倉庫等のほか、会社が所有する店舗、事務所、倉庫、車庫、納屋、工場なども該当します。

●問い合わせ先：総務課税務係 ☎ 52 - 2101

臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等へ臨時的な措置として臨時特別給付金が給付されます。

新たに令和4年度住民税非課税世帯も給付対象となりました。ただし、既に臨時特別給付金を受給されている世帯は支給されません。

1. 支給額 1世帯あたり10万円
 2. 支給対象者 令和3年12月10日において、市区町村の住民基本台帳に記録され、次のいずれかに該当する世帯
 - (1) 令和4年6月1日（基準日）時点で、南富良野町に住民登録されている方で令和4年度分の住民税均等割が非課税世帯の方へ
⇒8月5日（金）に確認書を発送しています。
 - (2) 基準日時点で南富良野町に住民登録があり、令和3年12月11日以降に転入された非課税世帯の方へ
⇒8月5日（金）に申請書を郵送しています。
- 注）・確認書及び申請書に記載されている要件をご確認いただき、支給対象となる場合は提出願います。
・(1)及び(2)に該当する非課税世帯全員が住民税課税者の扶養親族となっている場合、または既に臨時特別給付金を受給されている世帯は支給対象外となります。
※支給対象となる方で確認書及び申請書が届かない場合は、下記提出・問い合わせ先までご連絡願います。
- (3) 家計急変世帯
住民税課税世帯等で令和4年1月から令和4年9月までに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が非課税世帯と同様な事情にあると認められる世帯の方へ
⇒申請書を郵送しますので下記提出・問い合わせ先までご連絡願います。ただし、(1)または(2)で給付を受けた場合は支給対象外です。
3. 提出期限
 2. (1)及び(2)の場合 令和4年11月4日（金）
 2. (3)の場合 令和4年9月30日（金）

●提出・問い合わせ先：総務課総務係 ☎ 52 - 2112

療育支援交通費助成制度のご案内

児童の療育支援と経済的負担の軽減を目的に次に該当する場合は、交通費の一部助成を実施しています。

1. 助成対象となる通院・通園
 - (1) 富良野市子ども通園センター等への通園
 - (2) 療育を目的とする病院への通院※身体障害によるリハビリや発達促進を目的とする通院が対象となり、風邪・腹痛等の疾病は対象外です。
 2. 助成対象者（次の要件を全て満たす方）
 - (1) 南富良野町の住民基本台帳に登録されている方
 - (2) 18歳到達後最初の3月31日までの児童並びに通院・通園に同行する介護者
 - (3) 施設に入所していない方
 - (4) 市町村民税が非課税世帯の方
 3. 助成内容
 - (1) 通院・通園に要する交通費の2分の1を助成
 - (2) 交通費の算定は、自宅の最寄り駅から通院する病院等の最寄り駅までの汽車賃となります。
※車を利用した場合でも汽車賃で算定されます。また、小学校入学前の児童が通院・通園する場合は、介護者のみの助成となります。
 4. 申請期限
 - (1) 第1回 令和4年10月7日（金）まで
(令和4年3月から令和4年8月までの通院・通園に要した交通費が対象となります)
 - (2) 第2回 令和5年3月10日（金）まで
(令和4年9月から令和5年2月までの通院・通園に要した交通費が対象となります)
- ※その他不明な点がございましたら、下記申請・問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

●申請・問い合わせ先：保健福祉課すこやかこども室 ☎ 52 - 2211

令和 4 年度 南富良野町農政係担当職員採用にかかる募集のお知らせ

南富良野町では、令和 4 年 10 月から産業課農業政策室農政係で勤務する「農政係担当職員」を募集します。

1. 受験資格・資格要件

- ①日本国籍を有する方及び地方公務員法第 16 条に該当しない方
- ②農業の専門課程を専攻した方（農業関係の大学等を卒業）または農業関連団体・企業に10年程度従事した方
- ③令和 4 年 4 月 1 日時点で概ね35歳までの方
- ④普通自動車運転免許をお持ちの方
- ⑤南富良野町内に居住可能な方

2. 初 任 給 大学卒 182,200 円

※採用前に職歴がある場合は、その経歴に応じ加算となります。

3. 主 な 手 当 等 期末手当、勤勉手当、住宅手当、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、寒冷地手当等

4. 休 日 ・ 休 暇 休日：完全週休 2 日制、国民の祝日、年末年始、年次有給休暇

5. 勤 務 時 間 1 日の勤務時間 7 時間 45 分（8 時 30 分～ 17 時 15 分）

6. 募 集 人 数 1 名

7. 申 込 書

申込書（「令和 4 年度 南富良野町職員採用申込書」及び「健康診断書」）は、HP よりダウンロードし必要事項記入のうえ、下記提出・問い合わせ先まで、提出願います（郵送の場合は、事前にご連絡願います）。

町 HP：<https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/>

8. 申 込 期 限 令和 4 年 9 月 15 日（木）まで

9. 試 験 種 目 書類選考により、面接試験を実施します。

10. 面 接 試 験 日 面接日は別途通知します。

11. 採 用 予 定 日 令和 4 年 10 月 1 日

●提出・問い合わせ先：産業課農業政策室農政係 ☎ 52 - 2178

フォレストタウン記念植樹祭参加家族募集

緑豊かな街の形成と自然環境整備を町民参加により進めることを目的に、ご結婚やお子さんの誕生を記念して植樹する『フォレストタウン記念植樹祭』を次のとおり開催しますので、たくさんの方々の申込みをお待ちしています。

○日 時 10 月 1 日（土）9 時 30 分から 11 時頃まで

○場 所 金山小果樹農園

○対象者 町内居住者で、令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間に、ご結婚されたご夫婦、またはお子さんが誕生した家族

○内 容 さくらんぼの植樹

○申込み 9 月 12 日（金）までに下記問い合わせ先へ電話でお申し込みください。

○その他 詳細につきましては申込みの際にご説明いたします。

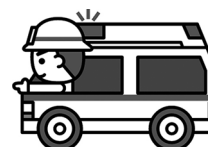
※本植樹祭は新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施いたします。

●問い合わせ先：産業課林政係 ☎ 52 - 2178

9 月 9 日は「救急の日」

9 月 5 日から 11 日までは「救急医療週間」です。救急車の適正な利用をお願いします。

●問い合わせ先：富良野消防署南富良野支署救急救助係 ☎ 52 - 2119



育児講演会「ヨガ」のお知らせ



- 日 時 令和4年9月5日(月)10時30分から11時30分まで(受付10時15分から)
- 場 所 保健福祉センターみなくる みなくる大ホール
(参加者数によって場所が変更になります)
- 対 象 ・子育て支援センターに通う親子
・ヨガに興味のある方(町民限定)
・男性の方も参加可能です。
- 講 師 山縣 香織さん(富良野市在住)
ヨガセラピー・タイ古式マッサージ・心理カウンセリング
- 託 児 託児を予定していますので、必要な方は申込み時にお伝えください。
(子どもと一緒に楽しむこともできます)
- 持ち物 動きやすい服装、水分、ヨガマット(お持ちの方のみ)
※ヨガマットは支援センターでも用意しています。
- 申込み 令和4年9月2日(金)までに、下記申込み・問い合わせ先へご連絡ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止になる場合があります。

●申込み・問い合わせ先：子育て支援センター(幾寅保育所内) ☎ 52 - 2315 ☎ 090 - 5985 - 4339

アイヌの方々からの様々なご相談を受けします ～全国のアイヌの方々のための電話相談を行っています～

日常生活でお困りのことはありませんか。

嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。

○相談専用電話

アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル：☎ 0120 - 771 - 208

○受 付 平日(祝日、12月29日～1月3日まですを除く)

○時 間 9時00分から17時00分

- ・相談無料
- ・匿名可
- ・秘密厳守

※本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。



●問い合わせ先：公益財団法人 人権教育啓発推進センター ☎ 03 - 5777 - 1802

〒105 - 0012 東京都港区芝大門2 - 10 - 12 KDX 芝大門ビル4階

毎月19日は「食育の日」

北海道では、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」の取組を進めています。

「食育の日」は、食育の取組を継続的に展開し、より一層の定着を図るための機会として、国の「食育推進基本計画」により定められ、食育の「育(いく)」という言葉が「19」という数字を連想させることから、毎月19日とされています。

皆さん、この「食育の日」に、毎日の生活を支える「食」について、改めて考えてみませんか。

北海道の食育の取組は下記ホームページをご覧ください。

○食育の取組：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/municipality/index.html>



●問い合わせ先：北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係 ☎ 011 - 204 - 5427

まちのカレンダー

2022

9

ながつき
長月

◎運転免許証更新講習は、新型コロナウイルス感染症予防に伴い、人数制限を実施しています。希望日の講習を受けられない場合がありますので、日にちに余裕を持った更新手続きをお願いします。
定員に達した講習はいかなる事情があっても受講できませんのでご了承ください。
●問い合わせ先：富良野警察署 ☎22-0110

	日	月	火	水	木	金	土
行事・保健	開催会場 みな 保健福祉センターみなくる 地交 地域交流スペース（幾寅保育所内） 金診 金山診療所 人材 富良野地域人材開発センター 幾診 幾寅診療所 落多 落合多目的センター けん三 けん三のことば館クリニック ごみ収集日 A ～北落合・落合・東鹿越・金山・下金山地区 B ～幾寅地区 リサイクル①～空き缶・古紙類 リサイクル②～ペットボトル・あきびん				1 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00	2 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00	3
ごみ収集日					B リサイクル②	A リサイクル② B 生	A 生
行事・保健	4	5 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 運転免許証更新講習 人材 優良 13:00→ 一般 14:00→ 育児講演会「ヨガ」 みな 10:30→11:30	6 ぶっこクラブ 地交 9:30→11:30 乳幼児予防接種 金診 14:30→15:00	7 落合出張子育て支援センター 落多 10:00→11:00 乳幼児予防接種 幾診 11:30→12:00 けん三 13:30→13:45	8 0歳ぷっこ 地交 10:00→11:00 千里大学 みな 10:00→	9「救急の日」 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 運転免許証更新講習 人材 初回 13:00→	10 南富良野中学校学校祭 [同校体育館] 8:30→
ごみ収集日		A 一般(可燃) B 生	B 一般(可燃)	A 生・プラ B プラ	A B 一般(不燃)	B 生	A 生
行事・保健	11	12 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00	13 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 乳幼児予防接種 金診 14:30→15:00	14 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 乳幼児予防接種 幾診 11:30→12:00 けん三 13:30→13:45	15 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00		
ごみ収集日		A 一般(可燃) B 生	B 一般(可燃)	A 生・プラ B プラ	B リサイクル①		